

印西国第639号

令和8年8月5日

印西市国民健康保険運営協議会

会 長 様

印西市長 藤 代 健 吾



国民健康保険税の税率改正について（諮問）

印西市の国民健康保険事業は、被保険者数の減少に伴う保険税収入の減少が続く一方、高齢化の進展等により医療費は増加傾向にあり、厳しい財政状況となっています。

このため、国民健康保険特別会計においては支出額が収入額を上回る状況となっており、不足額については財政調整基金及び一般会計からの法定外繰入により対応しているところです。

今後も安定した国民健康保険事業の運営を図るため、国民健康保険税率の見直しについて検討する必要があります。

つきましては、国民健康保険法第11条第2項の規定により、下記のとおり諮問いたします。

記

諮問第1号 国民健康保険税の税率改正について

諮問第1号

令和9年度国民健康保険税の税率改正について

国民健康保険税の見直しについて

印西市の被保険者数は減少傾向となっており、保険税収入も減少傾向にあります。

一方で一人当たり医療費は増加しており、保険給付費は増加傾向となっています。

また、保険給付費の増加に伴い、その財源となる国民健康保険事業納付金も上昇しています。

このようなことから、令和４年度から支出額が収入額を上回る状況となっており、不足額を財政調整基金及び一般会計からの法定外繰入によって補填しているところです。

財政調整基金については、令和５年度に全額繰入れをしたため、基金残高は０円となりました。

令和７年度決算では前年度繰越金により、一時的に基金残高が復活いたしましたが、令和８年度予算では再び支出額が収入額を上回る見込みとなっており、ます。

この財政状況は今後も継続すると見込まれ、決算補填目的の一般会計からの法定外繰入の解消が困難な状況となっています。

この状況を改善し、国民健康保険事業を安定的に運営していくため、必要な財源を確保し、国保財政の健全化を図るため、保険税率の見直しを行うものです。

なお、被保険者の負担感に配慮し、令和７年度、令和９年度、令和１１年度を赤字削減・解消のための改正年度とし、県から示される標準保険料率を参考としながら段階的に見直しを行います。

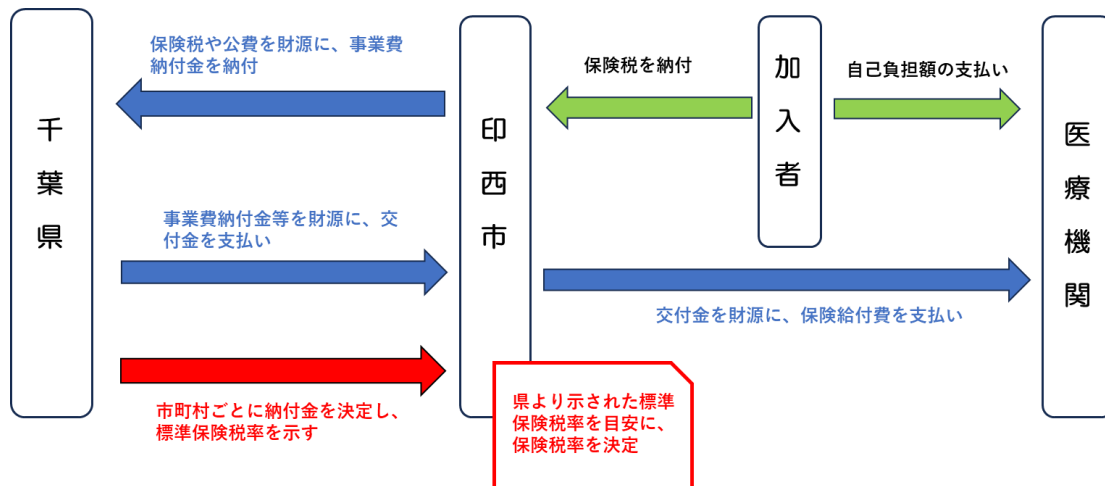
(1) 国保の仕組み

国民健康保険制度の広域化により、県が国保財政の責任主体となり中心的な役割を担うとともに、市町村は引き続き資格管理、保険給付の決定、保険税の賦課・徴収、保険事業等の地域におけるきめ細かい事業を担うこととなりました。

市町村は医療機関等へ支払う保険給付費に、県からの交付金を充てることができるようになったため、急な支出のリスクが軽減されました。

県は市町村に支出する交付金の財源の一部として、必要な額を算出し、市町村は、県に事業費納付金として支払う仕組みとなっています。

【国保の仕組み】



県は、市町村単位で事業費納付金を決定するとともに、事業費納付金の支払いに必要な保険料率の参考となる「標準保険料率」を公表します。

【令和8年3月に示された印西市の標準保険料率】

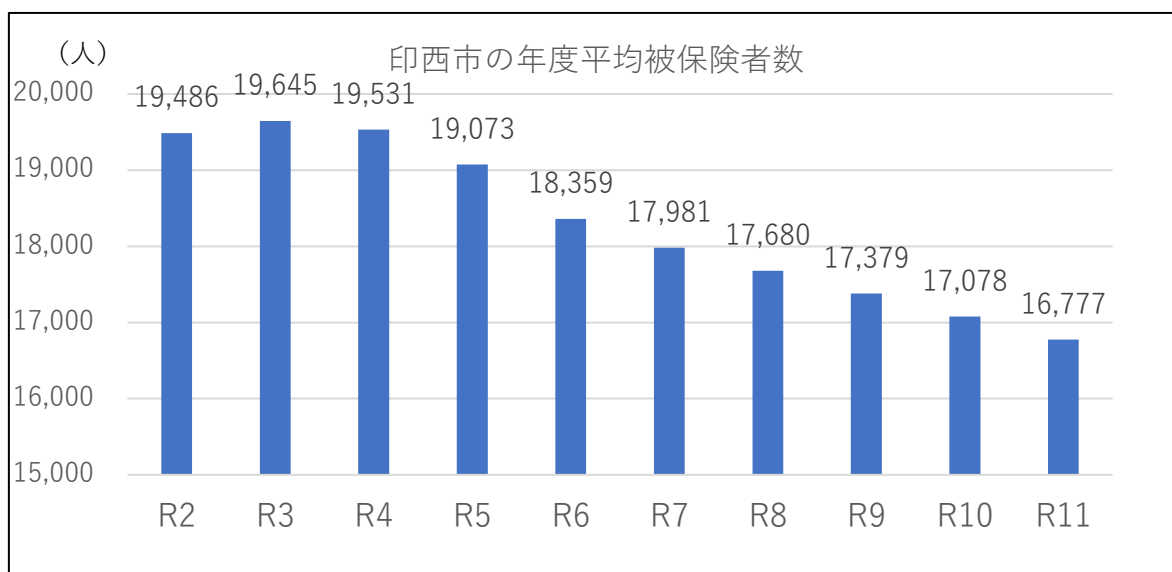
基礎分(医療分)			支援金分		介護分		子ども・子育て分		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	18歳以上
7.58%	24,608円	29,665円	3.04%	13,477円	2.45%	15,905円	0.27%	1,874円	98円

（２）印西市国民健康保険の現状

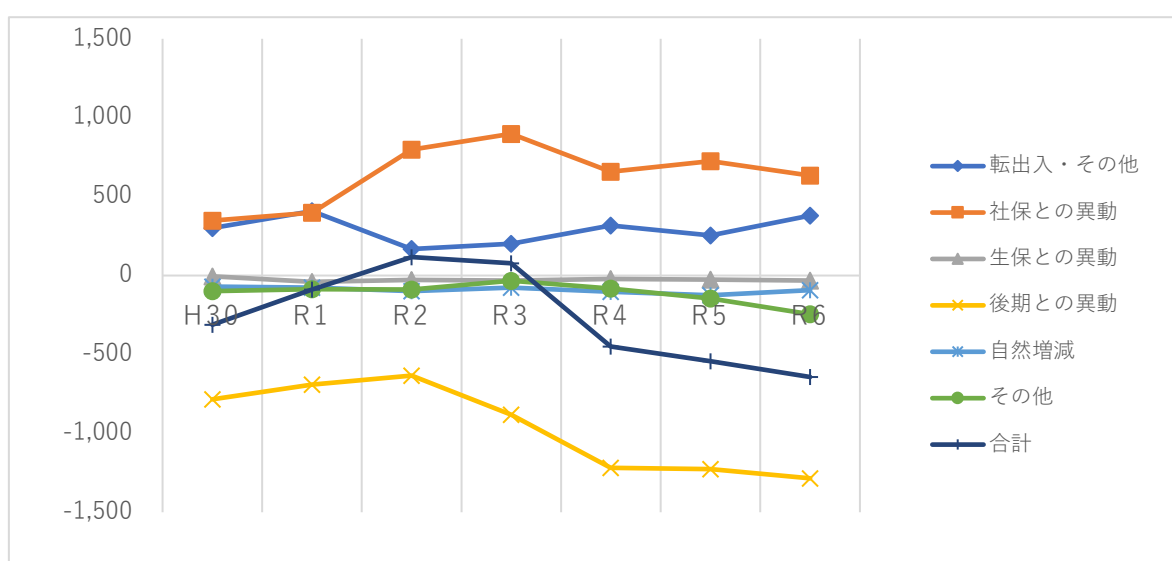
令和８年６月末の被保険者数は 18,721 人、世帯数は 12,647 世帯となっており、社会保険の適用拡大や団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行などにより、減少傾向にあります。

世帯の構成人数は、１人世帯が約 63%、２人世帯が約 29%、３人世帯が約 5%、４人世帯が約 2%、５人以上世帯が約 0.7%であり、１人～２人世帯で全体の約 92%を占めています。

【印西市の年度平均被保険者数（R8年度以降は推計）】

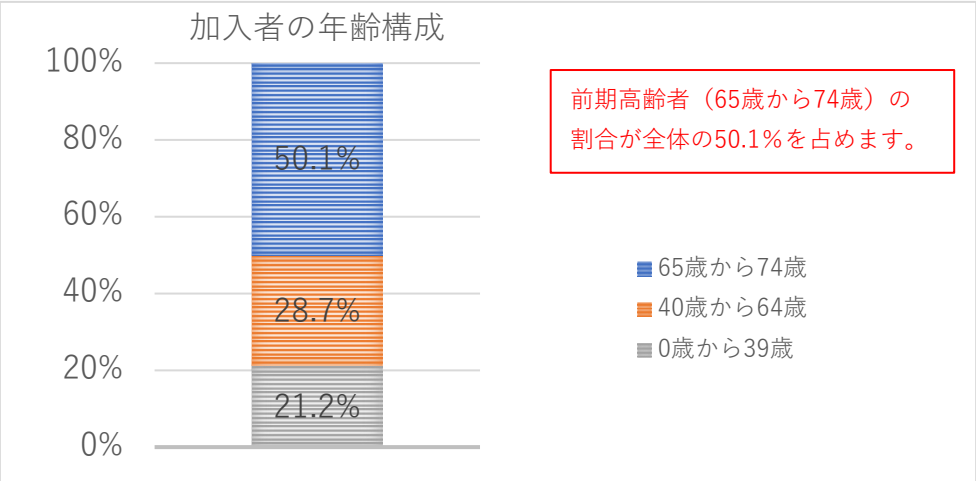


【異動事由別の被保険者の増減状況】



被保険者の年齢構成別にみると、0 歳～39 歳が 21.2%、介護分の課税対象となる 40 歳～64 歳までが 28.7%、前期高齢者である 65 歳～74 歳までが 50.1% となっています。65 歳以上は被用者保険から国民健康保険へ加入する割合が高くなります。

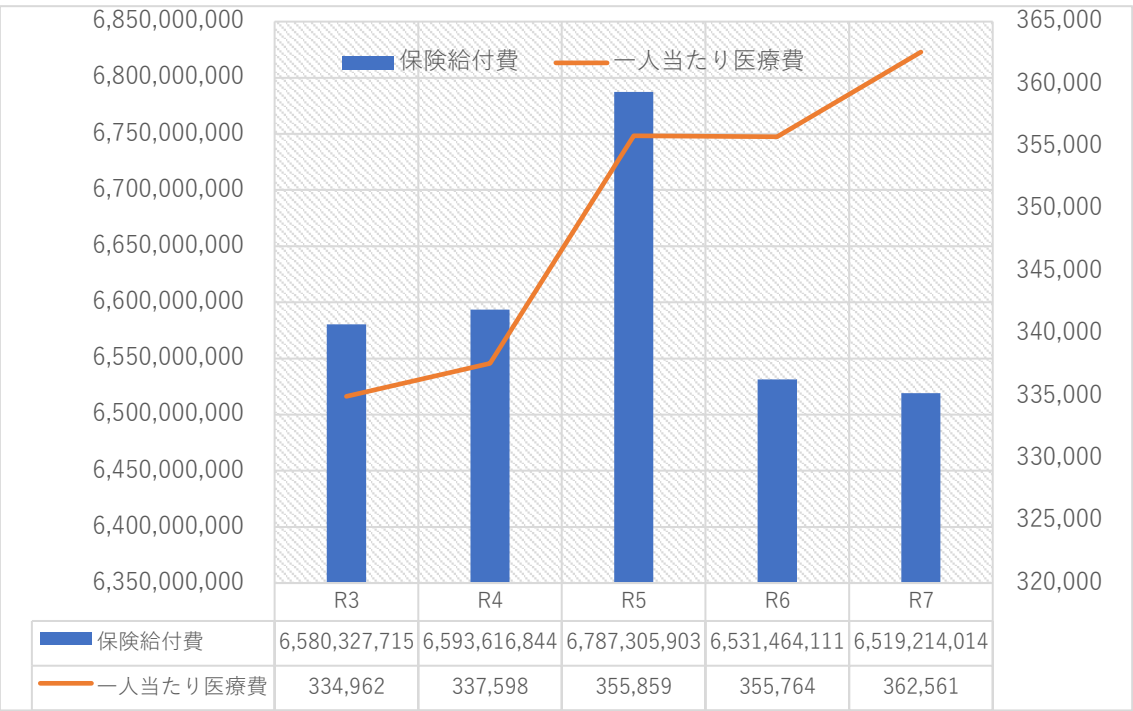
【国民健康保険被保険者の年齢構成】



保険給付費は、医療の高度化や高齢化の進展により増加傾向にあり、令和 7 年度の一人当たり医療費は、362,561 円となっています。

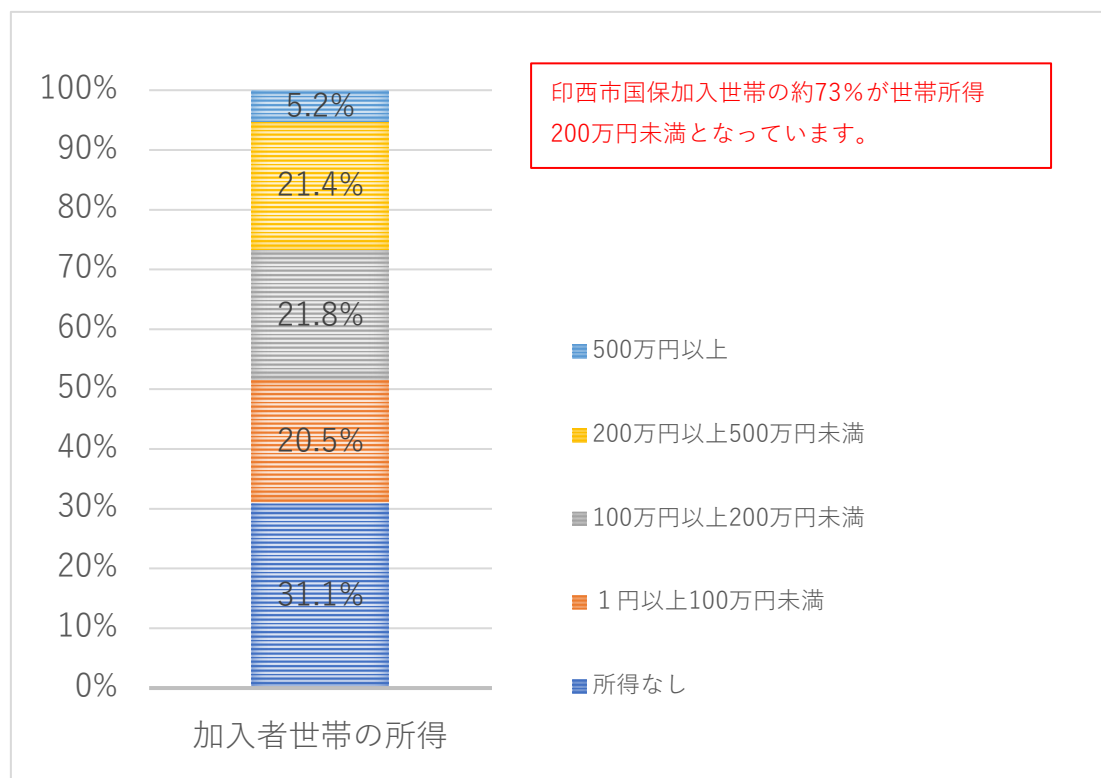
（65 歳以上の一人当たり医療費は 434,933 円）

【全体の保険給付費（左）と一人当たり医療費（右）】（単位：円）



国保の被保険者は、無職者、フリーランス、非正規雇用労働者、定年退職後の年金生活者となり、所得階層別にみると、所得なし世帯 31.1%、1 円～100 万円未満 20.5%、100 万円～200 万円未満 21.8%、200 万円～500 万円未満 21.4%、500 万円以上 5.2%となっています。

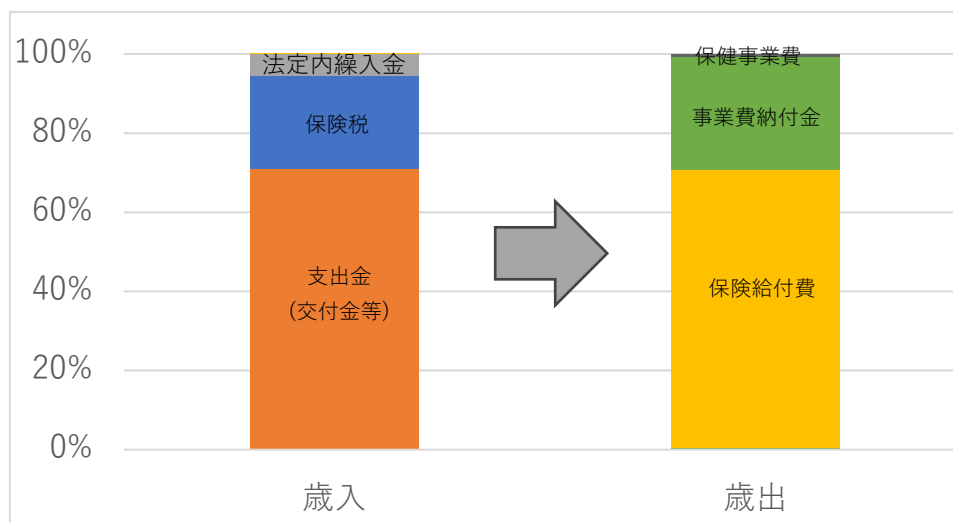
【加入者世帯の所得構成】



（３）印西市国保特別会計の現状

国保事業に要する費用は「保険給付費」「事業費納付金」「保健事業費」に大別され、これらの費用を「保険税」「支出金（交付金）」「繰入金」などによって賄われます。

【令和７年度 国保特別会計決算の割合】



令和７年度の決算額は、歳入 93 億 5,127 万 8,618 円、歳出 93 億 4,448 万 8,382 円となり、歳出のうち保険給付費は、65 億 1,921 万 4,014 円で、前年度より 2 億 6,809 万 1,889 円減少しております。医療の高度化等により、一人あたり医療費が増加しましたが、被保険者数が減少したことが要因と考えられます。

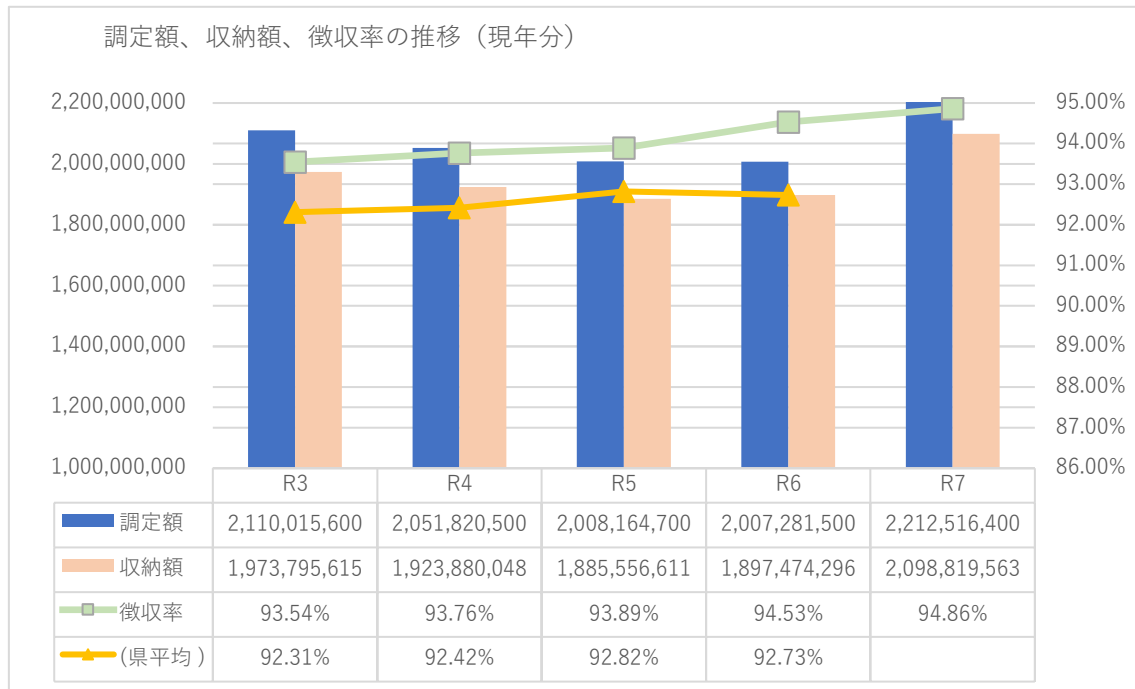
事業費納付金は、26 億 6,507 万 8,044 円で、前年度より 1 億 4,770 万 3,172 円の減となっております。

一方、保険税収入は 22 億 253 万 2,315 円で、前年度より 1 億 9,137 万 1,632 円増加しました。これは令和７年度の税率改正による影響と考えられます。

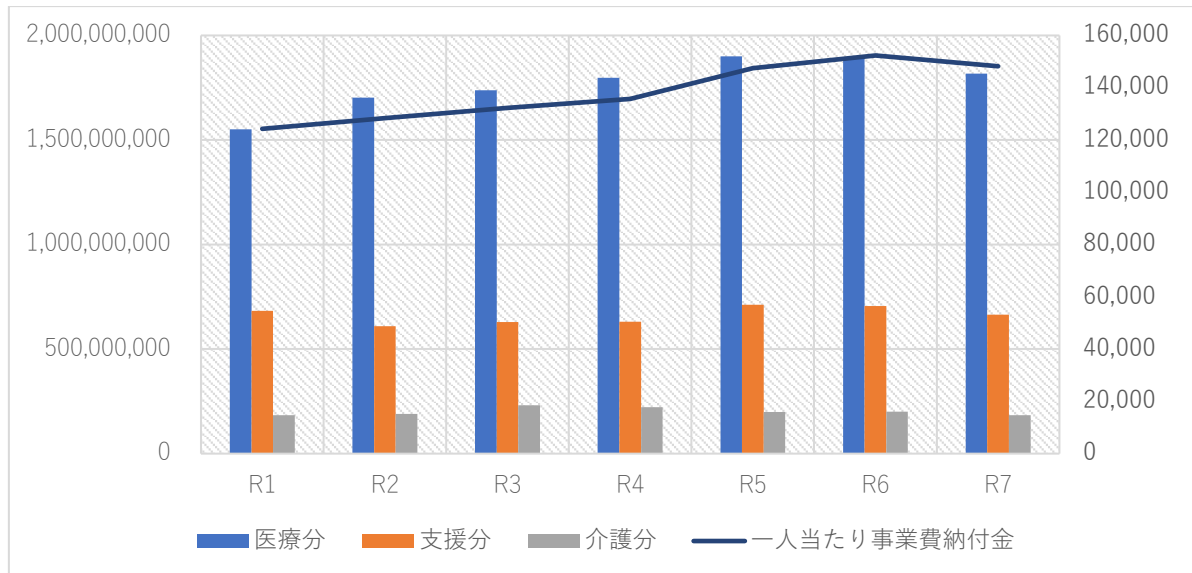
これまで、印西市の国保財政は、加入者からの保険税、国・県からの支出金や繰入金などの公費、前年度繰越金、国民健康保険財政調整基金によって、収支の均衡を保ってきましたが、令和４年度から支出額に対する収入額が不足し、決算補填のための一般会計からの法定外繰入を行い、収支の均衡を図る状況でございました。

令和７年度においては、税率を見直したこと、前年度繰越金が 1,126 万 5,195 円ありましたことなどにより、決算補填のための法定外繰入金を 0 円とすることができました。

【国民健康保険税の調定額、収納額、徴収率の推移（現年分）】



【事業費納付金（左）と一人当たり負担額（右）】（単位：円）



県に支払う事業費納付金は、県が保険給付費の見込みをたて、市町村ごとの医療費水準と所得水準、被保険者数をもとに額を決定します。令和6年度以降は被保険者数の減少に伴い事業費納付金も減少傾向にあります。

（４）法定外繰入の削減について

法定外繰入については、他の医療保険制度に加入する方にも国保の負担をお願いしていることになるため、一般会計から法定外繰入の増加を抑制し、削減・解消するためには、千葉県が示す標準保険料率を踏まえ適切な保険税率を設定することが必要となります。税率改正を行わない場合は、決算補填目的の法定外繰入への依存が継続し、被保険者以外の市民にも国民健康保険事業の負担を求める状況が続くこととなります。

【標準保険料率（上） 現行の保険税率（中） 差（下）】

基礎分(医療分)			支援金分		介護分		子ども・子育て分		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	18歳以上
7.58%	24,608 円	29,665 円	3.04%	13,477 円	2.45%	15,905 円	0.27%	1,874 円	98 円
7.20%	24,000 円	29,000 円	2.30%	11,500 円	2.00%	14,000 円	0.25%	1,730 円	88 円
△0.38%	△608 円	△665 円	△0.74%	△1,977 円	△0.45%	△1,905 円	△0.02%	△144 円	△10 円

（５）第２期千葉県国民健康保険運営方針について

千葉県は、令和６年度から６年間を対象期間とする「第２期千葉県国民健康保険運営方針」を策定しました。その中で県全体として令和１２年度までに決算補填目的の法定外繰入金を解消することを目標とすることが記載されました。

印西市においては、この第２期運営方針の計画期間である令和１１年度までが解消を目標とする期間となります。

第２期千葉県国民健康保険運営方針（抜粋）

- ・ 国保財政を安定的に運営していくため、市町村の国民健康保険特別会計においては、必要な支出を保険料や国、県等の公費等で賄うことにより、単年度の収支が均衡していることが原則である。
- ・ 県は、各市町村が保険料率を決定する際の参考となる標準保険料率を示すが、市町村は、標準保険料率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険料率を決定することとなる。
- ・ 決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消・削減を図るべきである。よって、これまでに市町村が作成した赤字削減・解消計画を勘案し、県全体として令和１２年度までに決算補填等目的の法定外繰入を解消することを目標とする。

（６）印西市国民健康保険税率の見直し方針について

被保険者の急激な保険税の負担増の緩和に配慮し、次の点を考慮しながら、税率等を見直しを図ります。

- ① 赤字削減・解消の目標年度を千葉県国民健康保険運営方針にあわせ、令和 11 年度とする。
- ② 被保険者の負担の緩和を図るため、令和 7 年度、令和 9 年度、令和 11 年度を赤字削減・解消のための改正年度とする。
- ③ 見直しにあたっては、県から示される標準保険料率を参考としながら、被保険者の負担感に配慮し、段階的に見直しを行う。
- ④ 保険税率等は、印西市国民健康保険運営協議会の審議を経て決定する。

上記の見直し方針を基本として、令和 11 年度までに一般会計からの決算補填目的の法定外繰入を徐々に削減し、解消されるよう努めるものとする。

※法改正による限度額の見直し、軽減判定基準の見直しについては、必要に応じて改正を行います。

（７）令和９年度の税率の見直しについて（案）

税率の見直し方針を踏まえ、令和 11 年度まで、3 回の税率改定を行うこととし、各改定において、県が示す標準保険料率との差を概ね 3 分の 1 ずつ解消できるように設定します。

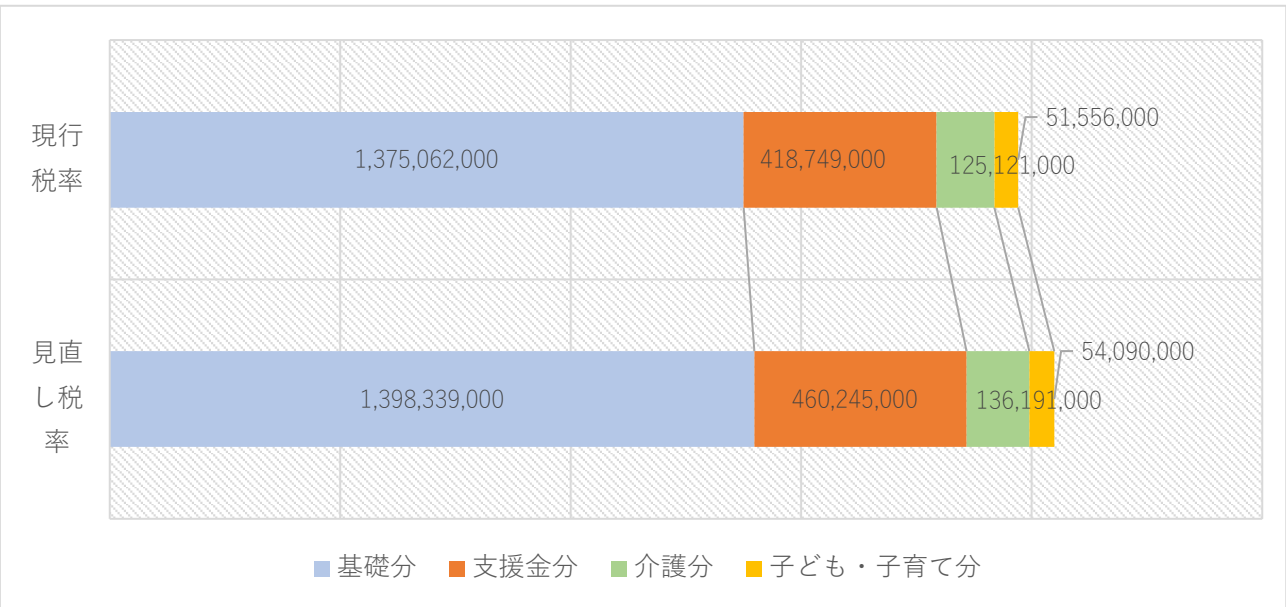
また、応能応益割合のバランスをおおむね 50：50 に近づけるように調整を図ります。

令和 9 年度の見直し税率（上）と現行税率の差（下）

基礎分(医療分)			支援金分		介護分		子ども・子育て分		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	18 歳以上
7.4%	24,000 円	29,000 円	2.6%	12,000 円	2.2%	15,000 円	0.26%	1,800 円	90 円
0.2%	変更なし	変更なし	0.3%	500 円	0.2%	1,000 円	0.1%	70 円	2 円

令和 9 年度の税率の見直しにより、理論上調定額の総額は 9,309 万 3,000 円の増加が見込まれます。

【税率改正による保険税調定額の見込み】



	調定額
R 8 現行税率	1, 970, 488, 000 円
R 9 見直し税率	2, 063, 581, 000 円
増加額	93, 093, 000 円

【税率改正による影響額】

1人世帯

世帯の合計 所得	種類	改正後課税額	影響額	1月あたりの影 響額
0 円 (7割軽減)	医療分	15,900 円	0 円	0 円
	支援金分	3,600 円	200 円	16 円
	介護分	4,500 円	300 円	25 円
	子ども分	500 円	0 円	0 円
	合計	24,500 円	500 円	41 円
100 万円 (5割軽減)	医療分	84,500 円	1,100 円	91 円
	支援金分	24,400 円	2,100 円	175 円
	介護分	24,500 円	1,900 円	158 円
	子ども分	2,900 円	100 円	8 円
	合計	136,300 円	5,200 円	433 円
200 万円 (2割軽減)	医療分	169,100 円	3,100 円	258 円
	支援金分	52,800 円	5,200 円	433 円
	介護分	49,500 円	4,100 円	341 円
	子ども分	5,900 円	200 円	16 円
	合計	277,300 円	12,600 円	1,050 円
300 万円	医療分	243,100 円	5,100 円	425 円
	支援金分	78,800 円	8,200 円	683 円
	介護分	71,500 円	6,100 円	508 円
	子ども分	8,500 円	300 円	25 円
	合計	401,900 円	19,700 円	1,641 円

【税率改正による影響額】

2人世帯（夫、妻の2人世帯の場合）

世帯の合計 所得	種類	改正後課税額	影響額	1月あたりの影 響額
0 円 （7割軽減）	医療分	23,100 円	0 円	0 円
	支援金分	7,200 円	300 円	25 円
	介護分	9,000 円	600 円	50 円
	子ども分	1,100 円	100 円	8 円
	合計	40,400 円	1,000 円	83 円
100 万円 （5割軽減）	医療分	80,600 円	1,100 円	91 円
	支援金分	26,800 円	2,200 円	183 円
	介護分	27,500 円	2,100 円	175 円
	子ども分	3,300 円	100 円	8 円
	合計	138,200 円	5,500 円	458 円
200 万円 （2割軽減）	医療分	193,100 円	3,100 円	258 円
	支援金分	64,800 円	5,700 円	475 円
	介護分	64,500 円	5,100 円	425 円
	子ども分	7,800 円	300 円	25 円
	合計	330,200 円	14,200 円	1,183 円
300 万円	医療分	267,100 円	5,100 円	425 円
	支援金分	90,800 円	8,700 円	725 円
	介護分	86,500 円	7,100 円	591 円
	子ども分	10,400 円	400 円	33 円
	合計	454,800 円	21,300 円	1,775 円

【税率改正による影響額】

3人世帯（夫、妻、子どもの3人世帯の場合）

世帯の合計 所得	種類	改正後課税額	影響額	1月あたりの影 響額
0 円 （7割軽減）	医療分	30,300 円	0 円	0 円
	支援金分	10,800 円	500 円	41 円
	介護分	9,000 円	600 円	50 円
	子ども分	1,100 円	100 円	8 円
	合計	51,200 円	1,200 円	100 円
100 万円 （5割軽減）	医療分	92,600 円	1,100 円	91 円
	支援金分	32,800 円	2,500 円	208 円
	介護分	27,500 円	2,100 円	175 円
	子ども分	3,300 円	100 円	8 円
	合計	156,200 円	5,800 円	483 円
200 万円 （2割軽減）	医療分	196,900 円	3,100 円	258 円
	支援金分	69,600 円	5,900 円	491 円
	介護分	58,500 円	4,700 円	391 円
	子ども分	7,100 円	300 円	25 円
	合計	332,100 円	14,000 円	1,166 円
300 万円	医療分	291,100 円	5,100 円	425 円
	支援金分	102,800 円	9,200 円	766 円
	介護分	86,500 円	7,100 円	591 円
	子ども分	10,400 円	400 円	33 円
	合計	490,800 円	21,800 円	1,816 円

【税率改正による影響額】

4人世帯（夫、妻、子ども2人の4人世帯の場合）

世帯の合計 所得	種類	改正後課税額	影響額	1月あたりの影 響額
0 円 （7割軽減）	医療分	37,500 円	0 円	0 円
	支援金分	14,400 円	600 円	50 円
	介護分	9,000 円	600 円	50 円
	子ども分	1,100 円	100 円	8 円
	合計	62,000 円	1,300 円	108 円
100 万円 （5割軽減）	医療分	104,600 円	1,100 円	91 円
	支援金分	38,800 円	2,700 円	225 円
	介護分	27,500 円	2,100 円	175 円
	子ども分	3,300 円	100 円	8 円
	合計	174,200 円	6,000 円	500 円
200 万円 （2割軽減）	医療分	216,100 円	3,100 円	258 円
	支援金分	79,200 円	6,300 円	525 円
	介護分	58,500 円	4,700 円	391 円
	子ども分	7,100 円	300 円	25 円
	合計	360,900 円	14,400 円	1,200 円
300 万円	医療分	315,100 円	5,100 円	425 円
	支援金分	114,800 円	9,700 円	808 円
	介護分	86,500 円	7,100 円	591 円
	子ども分	10,400 円	400 円	33 円
	合計	526,800 円	22,300 円	1,858 円

（８）法定外繰入の削減・解消に向けた市の取組

保険税の徴収率の向上、保険者努力支援制度の活用による交付金の確保等による歳入の確保、また、保険給付の適正な実施及び医療費適正化により歳出の抑制に努めます。

【歳入確保の取組】

- ・ 保険税徴収の適正な実施
住民税申告の推奨、納付方法の多様化等

【歳出抑制の取組】

- ・ 保険給付の適正な実施
レセプト点検強化等
- ・ 医療費適正化
後発医薬品使用の促進、特定健診・特定保健指導の実施
データヘルス計画に基づく保健事業の実施